

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

専 決 処 分 書

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の変更について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のと
おり専決処分する。

令和8年8月17日

かすみがうら市長 金子 敏 明

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の変更
について

霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事にかかる請負の変更契約を、
次のとおり締結する。

- | | | | |
|---|----------|--|----|
| 1 | 工 事 名 | 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市 深谷 地内 | |
| 3 | 変更前の契約金額 | 394,900,000円 | |
| 4 | 今回変更契約額 | 3,289,000円 | 増額 |
| 5 | 変更後の契約金額 | 398,189,000円 | |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2846番地1
常磐建設 株式会社
代表取締役 佐々木 孝夫 | |